

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分に関しましては、次のとおりといたしたいと存じます。

### (1) 剰余金の配当に関する事項

道路事業におきましては、100%の安全・安心を追求し、常に適切に維持管理を実施するとともに、交通量変動リスクに対応し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への道路資産賃借料の着実な支払いを行っていくことが重要であります。また、関連事業におきましては、お客様満足の着実なステップアップをめざすとともに、収益の安定性を高め、経営基盤の強化を図るため、SA・PAの機能強化や新事業の展開に向けた投資を行う必要があります。

このような事情により、当期末の剰余金の配当につきましては、無配とさせていただきます。

なお、道路事業に係る当期損失については、別途積立金を取り崩すこととさせていただきます。

### (2) 剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	3,454,032,123円
---------	----------------

減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	3,454,032,123円
-------	----------------

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第25条及び第35条の規定の一部を変更するものであります。なお、現行定款第25条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の責任免除) 第25条 <条文記載省略>  2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第1項に規定する <u>社外取締役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第25条 <現行のとおり>  2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項に規定する <u>取締役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
(監査役の責任免除) 第35条 <条文記載省略>  2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第423条第1項に規定する <u>社外監査役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。	(監査役の責任免除) 第35条 <現行のとおり>  2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第423条第1項に規定する <u>監査役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。

### 第3号議案 取締役選任の件

取締役桑田俊一氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されます。つきましては、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	山口 敏彦 (昭和37年6月2日)	昭和60年4月 建設省 採用 平成20年7月 国土交通省 中部地方整備局総務部長 平成22年8月 同 住宅局住宅政策課長 平成23年7月 同 住宅局安心居住推進課長 平成24年8月 独立行政法人住宅金融支援機構業務企画部長 平成26年1月 国土交通省 住宅局総務課長  (現任)	—

(注) 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。